

太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 19 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 40 号

太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 太子町特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項の表を次のように改める。

基準日	在職期間			
	6 か月	5 か月以上 6 か月未満	3 か月以上 5 か月未満	3 か月未満
6 月 1 日	100 分の 225	100 分の 180	100 分の 135	100 分の 67.5
12 月 1 日	100 分の 230	100 分の 184	100 分の 138	100 分の 69

第 2 条 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項の表を次のように改める。

基準日	在職期間			
	6 か月	5 か月以上 6 か月未満	3 か月以上 5 か月未満	3 か月未満
6 月 1 日	100 分の 227.5	100 分の 182	100 分の 136.5	100 分の 68.25
12 月 1 日				

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の太子町特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

第 2 条 改正後の特別職条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の太子町特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職条例の規定による期末手当の内払とみなす。